

平成 27 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 **ソネック**
代表者名 代表取締役社長 福 島 孝 一
(コード 1768 東証 第二部)
問合せ先 取 締 役
経営管理部長 清 水 省 己
(TEL. 079-447-1551)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 10 日開催の取締役会において、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 27 年 4 月 1 日

【ご参考】平成 27 年 4 月 1 日付をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。

(4) 望ましい投資単位の考え方について

単元株式数を 100 株に変更することにより、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条に定める、望ましい投資単位の水準 5 万円以上 50 万円未満を下回ることが想定されますが、当社といたしましては、引き続き企業価値の向上に努め、望ましいとされる投資単位の水準への移行及びその維持に努力してまいります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 後
<p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u> 株とする。</p>	<p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、<u>100</u> 株とする。</p> <p><u>附則</u> <u>第 8 条の変更は、平成 27 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u></p> <p><u>(単元株式数)</u> <u>第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、第 8 条の変更の効力発生日をもって削除する。</u></p>

以 上